

令和5年

第1回湖南衛生組合議会定例会会議録

湖南衛生組合

令和5年 第1回湖南衛生組合議会定例会会議録

令和5年2月10日、令和5年第1回湖南衛生組合議会定例会は、武蔵村山市役所委員会室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

2番 落合 勝利 君	3番 宮下 誠 君
4番 森戸よう子 君	5番 伊藤 央 君
6番 山田 大輔 君	7番 上林真佐恵 君
8番 蜂須賀千雅 君	9番 内野 直樹 君
10番 前田 善信 君	

2. 欠席議員は次のとおりである。

1番 品川 春美 君

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

管理者	山崎 泰大 君	副管理者	松下 玲子 君
副管理者	白井 亨 君	副管理者	小林 洋子 君
副管理者	尾崎 保夫 君	事務局長	田代 勝久 君
総務課長	大田 雅彦 君		

組織団体（清掃） 主管部課よりの出席者は次のとおりである。

武蔵野市 白井課長
小金井市 柿崎部長
小平市 馬場課長
東大和市 田村部長
武蔵村山市 古川部長

4. 議事日程は次のとおりである。

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第1号 令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

第4 議案第2号 令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算

第5 議案第3号 湖南衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

第6 議案第4号 湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

第8 議案第6号 湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

午後1時58分 開会

○議長【伊藤央君】 それでは、始めさせていただきます。

ただいまより、令和5年第1回湖南衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより会議を開きます。

直ちに議事に入ります。



○議長【伊藤央君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員に

2番 落合 勝利 議員

10番 前田 善信 議員

以上2名の方、よろしくお願いいたします。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第3、議案第1号「令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について」及び日程第4、議案第2号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算」、以上2議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 それでは、着座のまま失礼いたします。

令和5年第1回湖南衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私ともご多用の中、また、本日は東京都に大雪警報が発令されている中にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、「令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について」をはじめとする6議案の審議をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号につきまして、一括してご説明いたします。

令和5年度予算編成にあたりましては、組織市におかれましてもコロナ禍が続き、厳しい財政状況にあることを踏まえ、内容を精査し、引き続き経費節減に努めた予算計上を行ったところでございます。

また、令和5年度より、立川市及び国分寺市の2市が加入することから、組織7市での歳入歳出予算規模となっております。

令和5年度の歳入歳出予算総額は、4億4,670万6,000円でございます。このうち分担金につきましては、総額で1億688万7,000円のご負担をお願いするものでございます。分担金につきましては、前年度と比較いたしますと、1,620万3,000円の増額、率で17.9%の増となっております。立川市及び国分寺市の2市が加入することによる搬入量の増加に伴う需用費の増加、また、組合議会議員4人分の報酬、副管理者2人分の給料の増額などによるものでございます。予算総額では、前年度と比較いたしますと、3億4,052万3,000円の増額、率で320.7%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、立川市及び国分寺市の2市からの加入負担金、3億551万円分の増額によるものでございます。

なお、各市の分担金の額及び予算の具体的な内容につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第1号「令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について」をご覧ください。組織市の分担金の額につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度から立川市及び国分寺市が加入することから、7市での分担金の額となっております。各市別に申し上げますと、立川市2,577万6,000円、武蔵野市1,538万7,000円、小金井市647万6,000円、小平市1,825万9,000円、国分寺市1,334万4,000円、東大和市1,591万6,000円、武蔵村山市1,172万9,000円、合計1億688万7,000円でございます。全体では、昨年度と比べ17.9%、1,620万3,000円の増となっております。こちらにつきましては、2市が加入したことによる搬入量の増加に伴う下水道使用料や電気料などの需用費の増加、また組合議会及び副管理者の給料の増額などが主な要因となっているところでございます。

次に、2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度分担金計算表でございます。

組織団体別の分担金の算出にあたりましては、令和5年度予算の議会費、総務費、予備費の合計額から財産収入、財政調整基金及び施設整備基金の繰入金を財源とする費用を差し引いた6,911万6,000円を均等割15%と搬入量割85%の割合により配分した基準額により算出しております。

括弧内のパーセントは、1枚おめくりいただきまして、4ページの組織団体別し尿搬入量（し尿収集量）実績表に記載の令和3年11月から令和4年10月の1年間のし尿搬入量（し尿収集量）の実績による割合でございます。

なお、搬入量割につきましては、立川市及び国分寺市におきましては、まだ本組合への搬入実績がないことから、対応する期間において2市が自区内で処理するために収集したし尿等の量の実績に置き換えて算出しております。このため、「し尿搬入量（し尿収集量）」と表記してございます。

また、4ページの組織団体別し尿搬入量（し尿収集量）実績表につきましても同様に取扱い、記載しているところでございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、表の中段、し尿処理場費につきましては、当該し尿処理場費から、立川市及び国分寺市からの加入負担金、財産収入、施設整備基金繰入金を財源とする費用を差し引いた4,583万2,000円を、こちらは全て搬入量の割合に応じて、それぞれ算出してございます。そして、これらを合算した合計額1億1,494万8,000円から、繰越金800万円につきましては、令和4年度の組織5市の組織団体別分担率で配分して差し引きまして、使用料及び手数料、諸収入の計6万1,000円につきましては、令和5年度予算の組織7市の均等割及び搬入量割の合算額が基準額に占める割合で配分して差し引いたものが、令和5年度の組織7市の分担金額、分担率となっているところでございます。

次に、議案第2号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算」につきまして、ご説明申し上げます。

「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算書」をご覧くださいと存じます。表紙をおめくりいただきまして、歳入歳出予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条第1項は、令和5年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,670万6,000円と定めるものでございます。第2項は、款項の区分及び金額は、2ペ

ージの第1表、歳入歳出予算によるものと定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書によりまして、ご説明させていただきます。予算書の4ページ、5ページをお開きください。

1、総括、歳入歳出予算額でございます。本年度予算額4億4,670万6,000円を前年度と比較いたしますと、額で3億4,052万3,000円の増額、率では320.7%の増となっております。これは、立川市及び国分寺市からの加入負担金分、3億551万円の増額が主な要因でございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 し尿処理費分担金は1億688万7,000円で、前年度と比較いたしますと、額で1,620万3,000円の増額、率では17.9%の増となっております。分担金の算定は、議案第1号でご説明させていただきましたとおりでございます。また、各市の分担金額につきましても議案第1号で申し上げた額により、節の欄に記載のとおりでございます。

同款、2項 負担金、1目 加入負担金3億551万円は、令和5年4月1日から本組合に加入する立川市及び国分寺市からの2市分の加入負担金で、負担額につきましては、さきの令和4年第2回組合議会定例会の行政報告第1号で組合議員の皆様にご報告いたしました令和4年10月25日付で本組合と立川市及び国分寺市の間で締結いたしました湖南衛生組合への加入に関する協定書に基づく額でございます。

次に、2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金2万1,000円は、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございます。

同項、2目 財産貸付収入につきましては、旧第六水源用地の駐車場の貸付収入9万3,000円でございます。

同款、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入1,000円は、場外水源用地の土地売払収入で、科目存置でございます。

3款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金250万円は、財源調整のため繰入れを行うものでございます。

同項、2目 施設整備基金繰入金2,363万3,000円につきましては、処理施設の定期整備工事及び管理棟内部改修工事等の財源とするため、繰入れを行うものでございます。

なお、管理棟内部改修工事等に係る費用につきましては、立川市及び国分寺市からの加入負担金の額に含まれておりまして、この加入負担金につきましては、施設整備基金に積み立てる旨、協定書により締結しておりますことから、施設整備基金から繰り入れるところでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は800万円で、前年度と同額を計上してございます。

5款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 土地使用料の3万9,000円は、敷地内にある電柱等の占用料でございます。

6款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入の2万2,000円は、職員の遺族共済年金附加事業に係る事務取扱手数料、会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分と胃検診本人負担分などでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の別冊の参考資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

5ページ中ほどの令和5年度の年間処理量でございますが、1日の処理量を6キロリットルといたしまして、年間稼働日数を250日で計算し、1,500キロリットルと見込みました。

恐れ入りますが、予算書のほうにお戻りいただきまして、予算書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費は514万5,000円を計上いたしました。立川市及び国分寺市の加入に伴う組合議員4人分の議員報酬の増、令和5年度の市議会議員選挙、組合議員改選による臨時会の開催に伴う速記委託料の増、東京都市町村議会議員公務災害補償組合負担金の4人分の増などにより、前年度に比べ144万4,000円の増、率で39.0%の増となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、8,353万4,000円を計上いたしました。前年度に比べ2,267万1,000円の増、率で37.2%の増となっております。

主な予算の増についてご説明申し上げます。

1 報酬につきましては、会計年度任用職員1名分で、前年度と同額でございます。2 給料のうち、特別職給料は、前年度に比べ84万円の増額で、これは立川市及び国分寺市の加入に伴う副管理者2名分の特別職給料の増によるものでございます。3 職員手当等は、1万2,000円の増額でございます。4 共済費は14万4,000円の増額で、会計年度任用職員が令和4年度10月から共済組合員となったことに伴う共済組合負担金の増額によるものでございます。以下、9節交際費までは、実績に基づき計上しているところでございます。

続きまして、10 需用費は、前年度に比べ19万1,000円の増額で、こちらは、軽自動車、軽貨物車の車検に伴う車検費用の計上による増額でございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思います。

11 役務費は、前年度に比べ63万7,000円の増額となっております。主な理由につきましては、こちらも軽自動車、軽貨物車の車検に伴う2台分の自動車損害賠償責任保険料の計上によるもの、また、金融機関への支払事務にかかる振込手数料の新規計上によるものでございます。

12 委託料は、前年度に比べ349万2,000円の増額となっております。主な増額の理由でございますが、こちらは新規事業といたしまして、場内西側のヒマラヤスギの剪定委託料210万円を計上しております。事業内容は、場内西側のヒマラヤスギにつきましては、これまで剪定の実績がなく、樹木の繁茂が進行してございまして、組合敷地外への越境枝も一部見受けられますことから、14本の高木剪定を実施し、適切な維持管理を行うものでございます。

また、立川市及び国分寺の加入により、会議室を拡張する管理棟内部改修工事に伴う費用といたしまして、工事期間中の工事の監理業務を委託する工事監理委託料140万円を計上してございます。さらに、改修工事期間中につきましては事務室が使用できなくなりますので、仮設事務所を管理棟の西側に設置し、事務所を移動いたしますことから、仮設事務所への机や書棚類の事務用品等の移転費用につきまして、工事前と工事後の2回分の事務用品移転等業務委託料100万円を計上しております。

なお、この管理棟内部改修工事に係る工事監理委託料140万円と事務用品移転等委託料100万円の費用につきましても、立川市及び国分寺市からの加入負担金の額の中に含まれておりまして、この加入負担金につきましては、施設整備基金に積み立てる旨、協定書により締結してございますことから、財源につきましては、施設整備基金から繰り入れ

るところでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

13 使用料及び賃借料は、前年度に比べ24万1,000円の増額でございます。主な増額の理由でございますが、現在の電話交換機、電話機が耐用年数を超えていることから、新機種での借り上げを行うためでございます。

14 工事請負費、1,680万円は、管理棟内部改修工事の費用でございます。令和4年度の前払金予算額を除いた額を計上してございます。こちらの費用につきましても、立川市及び国分寺市からの加入負担金の額の中に含まれておりまして、この加入負担金につきましては施設整備基金に積み立てる旨、協定書により締結してございますことから、こちらの財源につきましても施設整備基金から繰り入れるところでございます。

続きまして、2項 監査委員費、1目 監査委員費でございます。監査委員費は、報酬額を、実績に基づき13万8,000円計上いたしました。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

3款 し尿処理場費、1項 し尿処理費、1目 し尿管理費は3億1,637万5,000円を計上いたしました。前年度に比べ3億771万1,000円の大幅な増額となっております。この主な増額でございますけれども、立川市及び国分寺市からの加入負担金3億551万円を施設整備基金に積み立てる、24積立金の大幅な増額によるものでございます。

同項、2目 し尿処理維持費は3,951万4,000円を計上いたしました。前年度より869万7,000円の増、率で28.2%の増となっております。主な増額の理由でございますが、10 需用費の電気料につきましても、電気料金の高騰に加え、立川市及び国分寺市の加入による搬入量の増加に伴う電力使用量の増加により増額しております。

また、12 委託料の清掃委託料の脱臭剤交換業務委託料につきましても、原材料費の高騰等により、25%程度増額しております。

また、14 工事請負費の施設整備工事費は、令和5年度につきましても大規模な設備・機器類の更新工事はないところでございますけれども、処理施設の定期整備といたしまして、投入ポンプ、破碎機、計装設備など、前年度と比較して多くの定期整備工事にあたりますことから、前年度より160万6,000円の増額となっております。そのほか、緊急工事対応分といたしまして、100万円の計上をするものでございます。

4款 予備費、1項 予備費、1目 予備費でございますが、前年度と同額の200万

円を計上いたしました。

以上で、議案第1号、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 説明は終わりました。これより、議案第1号及び第2号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。
採決につきましては1件ごとに行います。

初めに、議案第1号「令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について」、本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第1号「令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第2号「令和5年度湖南衛生組合歳入歳出予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第5、議案第3号「湖南衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第3号「湖南衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の提案理由についてご説明いたします。

内容につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第3号「湖南衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例」につきまして、ご説明いたします。

本条例につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律が全国の地方公共団体に適用されることから、特別地方公共団体である本組合におきましても当該法律に委任された事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

初めに、第1条でございますが、この条例の趣旨について定めるものでございます。

次に、第2条は、この条例における用語等を定めるものでございます。第1項で、使用する用語を「個人情報の保護に関する法律」、以下、「法律」と申し上げますが、この法律及び法律施行令で使用する用語の例によることを定め、第2項では、本条例が適用される実施機関を組合の執行機関である「管理者」、「監査委員」とするものでございます。第3項は、実施機関が行った開示決定等について行政不服審査法の準用に基づき、不服のある者から行われた審査請求等について、裁決に先立ち諮問をした実施機関を「諮問庁」と定めるものでございます。第4項は、この条例の対象とする個人情報を定めるもので、法の規定を引用し、定義をしております。

次に、第3条でございますが、第1項で、開示請求に係る手数料を無料とすること、第2項で、保有個人情報の開示に伴い、写しの交付をする場合に、写しの作成及び送付に要する費用は開示請求者の負担とすることを定めるものでございます。

続きまして、第4条は、個人情報保護審査会の設置及び組織を定めるもので、第1項で、その所掌事務を規定しております。第1号では、実施機関が行った開示決定等について行政不服審査法の準用に基づき、不服がある者から行われた審査請求等に係る諮問について調査審議すること、第2号では、次の第5条で定める専門的な知見等に基づく意見を聴くことが特に必要とされる場合における諮問について調査審議することを所掌事務と定めるものでございます。

第2項では、審査会は管理者が委嘱する委員7人以内をもって組織すること、委員の人数7人は、組織市7市から各1名でございます。第3項は、審査会の委員の任期は2年とすること、第4項は、委員は再任されることができること、第5項では、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めるものでございます。

続いて、第5条では、前条の第4条第1項第2号で規定した審査会の所掌事務で、専門的な知見に基づき意見を聴くことが必要で実施機関が諮問できる場合について定めたもの

でございます。第1号で、実施機関がこの条例を改正し、または廃止しようとするとき、第2号で、実施機関が独自の個人情報保護施策を実施しようとする場合で意見を聴くことが特に必要であるとき、第3号で、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき、意見を聴くことができる旨、定めるものでございます。

第6条は、審査会の調査権限を定めるもので、第1項で、審査会は、諮問庁に対し保有個人情報の提示を求めることができ、提示された保有個人情報については、何人も開示を求めることができないこと、第2項では、諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは拒んではならないこと、第3項では、審査会は、諮問庁に対して保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法によって分類、整理した資料を作成し、提出するよう求めることができることを定めるものでございます。

第7条は、審査会の委員は、提示された保有個人情報を閲覧することができることを定めているものでございます。

第8条は、前条による資料の提出、もしくは行政不服審査法の準用に基づく主張書面等が提出された場合は、これらの資料の写しを資料を提出した以外の審査請求人等に送付することを定めるものでございます。第2項では、送付にあたっては、当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴くことを定めたものでございます。

第9条は、審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、この条例に定めるところによるほかは、行政不服審査法の定めるところによるものを定めたところでございます。

第10条は、審査会の行う審査請求に係る調査審議は非公開とすることを定めるものでございます。

第11条は、条例の施行に際し必要な事項は、管理者が規則で定めることを定めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を法律の施行の日である令和5年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 説明は終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を行います。

内野議員。

○9番【内野直樹君】 こんな天気なので簡潔に質問します。

まず、本組合が取り扱っている個人情報というものがどういうものなのか。あとは、今後、企業等から個人情報の提出を求められる可能性があるのかどうか、まず伺います。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは申し上げます。本条例の対象とする本組合の保有する個人情報につきましては、組合の実施機関である正副管理者、監査委員及び組合職員等の住所、氏名、生年月日等の人定事項や、給与等の支払い先の口座情報などが該当するところでございます。よって、匿名加工情報として活用されることは予定しておりませんので、匿名加工情報として、企業等への個人情報の提出は想定していないところでございます。

以上でございます。

○議長【伊藤央君】 内野議員。

○9番【内野直樹君】 組合としては扱う個人情報はごくごく限られたものだし、企業からもメリットはそれほど、欲しい情報ではないのかなと思っています。

同じような、法改正に伴って、それぞれの自治体で個人情報の改正が行われているものに関しては、一般市民が知らない間に個人情報が流出してしまっている、また、それに対する意見を申せることに関しても、これまでの基準よりも大分改悪したという点で非常に問題があるということで、武蔵村山市でも私たちは反対しているんですけども、この組合に関しては、法改正上、制定しなくてはいけないということと、影響等もそれほどないということで、一応、賛成してもいいかなと思っています。

以上です。

○議長【伊藤央君】 ほかはございませんか。

森戸議員。

○4番【森戸よう子君】 今、説明をしていただきまして、内野議員からもいろいろ指摘がありました。国の個人情報保護法の改正が行われ、これまでの民間のみでなく、行政機関も含めて個人情報を一括管理していくという点では、極めてプライバシーが侵されるのではないかという危険もあって、私たちは国会でも反対の立場を取ってまいりました。ただ、先ほどの質疑を聞いておりまして、基本的に組合の個人情報というのはごく限られたものであるということはよく分かりました。

そこを踏まえて態度を決めていきたいと思いますが、施行条例第2条の第4項なんですけれども、「この条例において『保有個人情報』とは」ということで、法に基づいて適用す

るというふうになっているわけですが、この法の第78条第1項第4号、また、第94条第1項、第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報をいうということなのですが、どういうことなのかを説明していただけるとありがたいなと思っております。

法第78条というのは、国の安全が脅かされるおそれがある場合なんですね。第94条は訂正決定の場合、第102条は利用停止請求に関わる問題であるわけですが、それと保有個人情報がどう関わるのか説明をしていただくとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それではお答え申し上げます。本条例の基本的な体裁につきましては、個人情報保護委員会事務局、総務省自治行政局からお示しされた個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ、ガイドライン等を参考に整理させていただいたところがございます。

本条例の中で、用語の定義につきましては、個人情報の保護に関する法律及び同法律施行令で使用する例による旨、第1条の中であらうたっているところがございますが、本条例の対象とする保有個人情報につきましても、同法律及び同法律施行令の規定を引用し、定義したものでございます。

○議長【伊藤央君】 よろしいでしょうか。

○4番【森戸よう子君】 はい、分かりました。

○議長【伊藤央君】 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 では、質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第3号「湖南衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第3号「湖南衛生組合個人

情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第6、議案第4号「湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第4号「湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例」の提案理由についてご説明申し上げます。

内容につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第4号「湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

湖南衛生組合の条例、規則等の公布、告示及び公告につきましては、湖南衛生組合公告式条例第2条に基づき、関係5市の武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の市役所前の掲示場に掲示して行うこととされております。令和5年4月1日から、湖南衛生組合に立川市及び国分寺市が加入することに伴い、立川市及び国分寺市の市役所前の掲示場への掲示を加える必要があるため、本案を提出するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、立川市及び国分寺市が加入する令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長【伊藤央君】 説明は終わりました。これより、議案第4号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第4号「湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第4号「湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第7、議案第5号「湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第5号「湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由についてご説明いたします。

内容につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第5号「湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

湖南衛生組合の議長、副議長及び議員が職務のため、関係5市の武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、本条例第8条に基づき、その費用を弁償することとされております。

令和5年4月1日から、湖南衛生組合に立川市及び国分寺市が加入することに伴い、本組合の関係市となる立川市及び国分寺市の地域を加える必要があるため、本案を提出するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、立川市及び国分寺市が本組合に加入する令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長【伊藤央君】 説明は終わりました。

これより、議案第5号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第5号「湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第5号「湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第8、議案第6号「湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第6号「湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由についてご説明いたします。

内容につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【田代勝久君】 それでは、議案第6号「湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

湖南衛生組合の特別職の職員の管理者、副管理者及び監査委員が、職務のため、関係5市の武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、本条例第7条に基づき、その費用を弁償することとされております。

令和5年4月1日から、湖南衛生組合に立川市及び国分寺市が加入することに伴い、本組合の関係市となる立川市及び国分寺市の地域を加える必要があるため、本案を提出するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、立川市及び国分寺市が本組合に加入する令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長【伊藤央君】 説明は終わりました。これより、議案第6号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第6号「湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第6号「湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

私の議長は、もうこれで今日が最後ということで、拙い進行ではございましたけれども、議員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

これにて、令和5年第1回湖南衛生組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議会議長

湖南衛生組合議会議員

湖南衛生組合議会議員